

鹿 児 島 県 公 報

平成26年10月10日（金）第3050号



鹿 児 島 県

発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日 （ 毎 週 火 ， 金 ）

目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

条 例

- 鹿児島県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例（※）（市町村課取扱い） 1
- 鹿児島県手数料徴収条例の一部を改正する条例（※）（財政課取扱い） 2
- 鹿児島県認定こども園の認定の要件に関する条例の一部を改正する条例（※）
（青少年男女共同参画課取扱い） 6
- 鹿児島県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条
例（※）（青少年男女共同参画課取扱い） 8
- 鹿児島県子ども・子育て支援会議条例の一部を改正する条例（※）
（青少年男女共同参画課取扱い） 10
- 鹿児島県幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例（※）
（青少年男女共同参画課取扱い） 10
- 薬事法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例（※）
（薬務課取扱い） 11
- 鹿児島県港湾管理条例の一部を改正する条例（※）（港湾空港課取扱い） 12
- マンションの建替えの円滑化等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係
条例の整理に関する条例（※）（建築課取扱い） 13

条 例

鹿児島県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年10月10日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県条例第49号

鹿児島県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

鹿児島県事務処理の特例に関する条例（平成12年鹿児島県条例第7号）の一部を次のように改正する。

別表保健福祉部の表15の項中「母子及び寡婦福祉法」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」

に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

.....

鹿児島県手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年10月10日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県条例第50号

鹿児島県手数料徴収条例の一部を改正する条例

鹿児島県手数料徴収条例（平成12年鹿児島県条例第11号）の一部を次のように改正する。

別表第1保健福祉部の表21の項中「薬事法（）」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（）」に、「薬事法施行令」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令」に、「薬事法施行規則」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則」に改め、同項の(3)中「化粧品又は医療機器」を「又は化粧品」に改め、エを削り、同項の(4)中「化粧品又は医療機器」を「又は化粧品」に改め、エを削り、同項の(5)中「第13条第2項」を「第13条第1項」に、「化粧品又は医療機器」を「又は化粧品」に改め、同項の(5)のアの(i)のd及びeを削り、同項の(5)のイの(7)中「第26条第3項第1号」を「第26条第2項第1号」に改め、同項の(5)のイの(i)中「第26条第3項第2号」を「第26条第2項第2号」に改め、同項の(5)のイの(ウ)中「第26条第3項第3号」を「第26条第2項第3号」に改め、同項の(5)のウの(7)中「第26条第4項第1号」を「第26条第3項第1号」に改め、同項の(5)のウの(i)中「第26条第4項第2号」を「第26条第3項第2号」に改め、同項の(5)のエを削り、同項の(6)中「化粧品又は医療機器」を「又は化粧品」に改め、同項の(6)のアの(i)のd及びe並びにエを削り、同項の(7)中「化粧品又は医療機器」を「又は化粧品の製造業」に改め、同項の(7)のウ中「医薬品製造業許可の区分の変更又は追加」を「医薬品の製造業」に改め、(イ)及び(ロ)を削り、同項の(7)のイ中「医薬部外品製造業許可の区分の変更又は追加」を「医薬部外品の製造業」に改め、同項の(7)のウ中「化粧品製造業許可の区分の変更又は追加」を「化粧品の製造業」に改め、同項の(7)のエを削り、同項の(9)のアの(イ)及び(ロ)並びにウを削り、同項の(9)のエ中「医薬部外品若しくは医療機器の試験検査又は医療機器の設計及び開発」を「又は医薬部外品の試験検査」に、「等に係る」を「に係る医薬品等の」に改め、同項の(9)のエを同項の(9)のウとし、同項の(9)の2のアの(イ)及び(ロ)並びにウを削り、同項の(9)の2のエ中「等に係る」を「に係る医薬品等の」に改め、同項の(9)の2のエを同項の(9)の2のウとし、同項の(9)の3の次に次のように加える。

(9)の4 法第23条の 2第1項及び政令 第80条の規定に基 づく医療機器又は	医療機器	ア 医療機器の製造販売業	
	等製造販	(7) 高度管理医療機器の製造販売の場合	155,300
	売業許可		円
	申請手数	(イ) 管理医療機器の製造販売の場合	130,900円

体外診断用医薬品の製造販売業の許可の申請に対する審査	料	(ウ) 一般医療機器の製造販売の場合 98,200円 イ 体外診断用医薬品の製造販売業 130,900円
(9)の5 法第23条の2第2項及び政令第80条の規定に基づく医療機器又は体外診断用医薬品の製造販売業の許可の更新の申請に対する審査	医療機器等製造販売業許可更新申請手数料	ア 医療機器の製造販売業 (ア) 高度管理医療機器の製造販売の場合 125,900円 (イ) 管理医療機器の製造販売の場合 104,200円 (ウ) 一般医療機器の製造販売の場合 79,100円 イ 体外診断用医薬品の製造販売業 104,200円
(9)の6 法第23条の2の3第1項及び政令第80条の規定に基づく医療機器又は体外診断用医薬品の製造業の登録の申請に対する審査	医療機器等製造業登録申請手数料	ア 医療機器の製造業 37,600円 イ 体外診断用医薬品の製造業 37,600円
(9)の7 法第23条の2の3第3項及び政令第80条の規定に基づく医療機器又は体外診断用医薬品の製造業の登録の更新の申請に対する審査	医療機器等製造業登録更新申請手数料	ア 医療機器の製造業 24,800円 イ 体外診断用医薬品の製造業 24,800円
(9)の8 法第23条の20第1項及び政令第80条の規定に基づく再生医療等製品の製造販売業の許可の申請に対する審査	再生医療等製品製造販売業許可申請手数料	155,300円
(9)の9 法第23条の	再生医療	125,900円

20第2項及び政令第80条の規定に基づく再生医療等製品の製造販売業の許可の更新の申請に対する審査	等製品製造販売業許可更新申請手数料	
--	-------------------	--

別表第1保健福祉部の表21の項の(15)の4及び(15)の5中「賃貸業」を「貸与業」に改め、同項の(15)の8中「基づく」の次に「医療機器の修理業」を、「医療機器」の次に「修理業」を加え、同項の(15)の12中「（政令第55条において準用する場合を含む。）」を削り、「化粧品若しくは医療機器」を「又は化粧品」に改め、「又は医療機器の修理業」を削り、同項の(15)の12を同項の(15)の16とし、その次に次のように加える。

(15)の17 政令第37条の2又は第37条の9（政令第55条において準用する場合を含む。）の規定に基づく医療機器若しくは体外診断用医薬品の製造販売業の許可証、医療機器若しくは体外診断用医薬品の製造業の登録証又は医療機器の修理業の許可証の書換え交付	医療機器等製造販売業等許可証又は登録証書換え交付手数料	2,100円
(15)の18 政令第37条の3又は第37条の10（政令第55条において準用する場合を含む。）の規定に基づく医療機器若しくは体外診断用医薬品の製造販売業の許可証、医療機器若しくは	医療機器等製造販売業等許可証又は登録証再交付手数料	2,900円

体外診断用医薬品の製造業の登録証又は医療機器の修理業の許可証の再交付		
(15)の19 政令第43条の4の規定に基づく再生医療等製品の製造販売業の許可証の書換え交付	再生医療等製品製造販売業許可証書換え交付手数料	2,100円
(15)の20 政令第43条の5の規定に基づく再生医療等製品の製造販売業の許可証の再交付	再生医療等製品製造販売業許可証再交付手数料	2,900円

別表第1保健福祉部の表21の項の(15)の11中「（政令第55条において準用する場合を含む。）」を削り、「化粧品若しくは医療機器の製造販売業若しくは」を「又は化粧品の製造販売業又は」に改め、「又は医療機器の修理業」を削り、同項の(15)の11を同項の(15)の15とし、同項の(15)の10中「基づき」の次に「輸出用の医薬品又は医薬部外品の」を加え、同項の(15)の10のアの(㍉)及び(㍊)並びにウを削り、同項の(15)の10のエ中「等に係る」を「に係る医薬品等の」に改め、同項の(15)の10のエを同項の(15)の10のウとし、同項の(15)の10を同項の(15)の12とし、その次に次のように加える。

(15)の13 政令第1条の5第1項の規定に基づく薬局開設の許可証の書換え交付	薬局開設許可証書換え交付手数料	2,100円
(15)の14 政令第1条の6第1項の規定に基づく薬局開設の許可証の再交付	薬局開設許可証再交付手数料	2,900円

別表第1保健福祉部の表21の項の(15)の9中「医薬部外品又は医療機器」を「又は医薬部外品」に改め、同項の(15)の9のアの(㍉)及び(㍊)並びにウを削り、同項の(15)の9のエ中「等に係る」を「に係る医薬品等の」に改め、同項の(15)の9のエを同項の(15)の9のウとし、同項の(15)の9を

同項の(15)の11とし、同項の(15)の8の次に次のように加える。

(15)の9 法第40条の5第1項の規定に基づく再生医療等製品の販売業の許可の申請に対する審査	再生医療等製品販売業許可申請手数料	29,200円
(15)の10 法第40条の5第4項の規定に基づく再生医療等製品の販売業の許可の更新の申請に対する審査	再生医療等製品販売業許可更新申請手数料	11,300円

別表第1保健福祉部の表21の項の(16)中「薬局開設，医薬品の販売業又は」を「医薬品の販売業，」に，「賃貸業」を「貸与業又は再生医療等製品の販売業」に，「薬局開設許可証等」を「医薬品等販売業等許可証」に改め，同項の(16)の2を削り，同項の(17)中「薬局開設，医薬品の販売業又は」を「医薬品の販売業，」に，「賃貸業」を「貸与業又は再生医療等製品の販売業」に，「薬局開設許可証等」を「医薬品等販売業等許可証」に改め，同項の(17)の2を削る。

附 則

- 1 この条例は、平成26年11月25日から施行する。
- 2 薬事法等の一部を改正する法律（平成25年法律第84号）附則第63条第2号の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同法第1条の規定による改正前の薬事法（昭和35年法律第145号。以下「旧法」という。）第14条第6項（同条第9項において準用する場合を含む。）及び薬事法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（平成26年政令第269号）第1条の規定による改正前の薬事法施行令（昭和36年政令第11号）第80条の規定に基づき旧法第14条第1項の承認を受けようとするときに受けなければならない書面による調査又は実地の調査に係る医薬品等承認申請時又は変更承認申請時GMP適合性調査手数料については、改正後の鹿児島県手数料徴収条例別表第1保健福祉部の表21の項の(9)の規定にかかわらず、なお従前の例による。

.....

鹿児島県認定こども園の認定の要件に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年10月10日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県条例第51号

鹿児島県認定こども園の認定の要件に関する条例の一部を改正する条例

鹿児島県認定こども園の認定の要件に関する条例（平成18年鹿児島県条例第79号）の一部を

次のように改正する。

第1条中「基づき、」の次に「幼保連携型認定こども園以外の」を加える。

第2条第2項第1号を削り、同項第2号ア中「児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第1項に規定する幼児」を「保育を必要とする子ども」に、「保育」を「教育」に改め、同号イ中「認可外保育施設（児童福祉法第59条第1項に規定する施設のうち同法第39条第1項に規定する業務を目的とするものをいう。以下同じ。）」を「保育機能施設」に改め、同号イ(ア)中「認可外保育施設」を「保育機能施設」に改め、「学校教育法」の次に「（昭和22年法律第26号）」を加え、同号イ(イ)中「認可外保育施設」を「保育機能施設」に改め、同号を同項第1号とし、同項第3号中「児童福祉法第39条第1項に規定する幼児」を「保育を必要とする子ども」に、「当該幼児」を「当該保育を必要とする子ども」に改め、同号を同項第2号とし、同項第4号中「児童福祉法第39条第1項に規定する幼児」を「保育を必要とする子ども」に、「当該幼児」を「当該保育を必要とする子ども」に、「認可外保育施設」を「保育機能施設」に改め、同号を同項第3号とする。

第3条第1号中「児童福祉法第39条第1項に規定する幼児」を「保育を必要とする子ども」に、「保育」を「教育」に改め、同条第2号中「児童福祉法第39条第1項に規定する幼児」を「保育を必要とする子ども」に、「当該幼児」を「当該保育を必要とする子ども」に、「同法」を「児童福祉法（昭和22年法律第164号）」に、「実施」を「利用」に改める。

第4条第1号中「幼保連携施設」を「連携施設」に、「保育所等」を「保育機能施設」に改め、同条第2号中「幼保連携施設」を「連携施設」に改める。

別表1の項(1)中「に満たない」を「未満の」に改め、「満3歳以上の子どものうち幼稚園と同様に1日に4時間程度利用するもの（以下「短時間利用児」という。）おおむね35人につき1人以上」、「のうち保育所と同様に1日に8時間程度利用するもの（以下「長時間利用児」という。）」及び「のうち長時間利用児」を削り、「1人以上の」の次に「教育及び」を加え、同項(2)中「短時間利用児及び長時間利用児」を「保育所と同様に1日に8時間程度利用する者（以下「教育及び保育時間相当利用児」という。）及び幼稚園と同様に1日に4時間程度利用する者」に改め、同表2の項(1)中「される」の次に「教育及び」を加え、「に満たない」を「未満の」に改め、同項(2)中「される」及び「子どもの」の次に「教育及び」を、「教員免許状」の次に「（幼稚園の教諭の普通免許状又は幼稚園の助教諭の臨時免許状をいう。以下同じ。）」を加え、同項(4)中「長時間利用児」を「教育及び保育時間相当利用児」に改め、同表3の項(1)中「保育所等」を「保育機能施設」に改め、同項(1)ただし書中「に掲げる事項」を削り、同項(2)本文中「に満たない」を「未満の」に改め、「に掲げる基準を満たす」を「の左欄に掲げる学級数に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる面積以上である」に改め、同項(2)ただし書中「幼保連携型認定こども園、」を削り、「に満たない」を「未満の」に、「(8)」を「(9)」に改め、同項(4)ただし書及び(5)ただし書中「幼保連携型認定こども園、」を削り、同項(5)イ中「に満たない」を「未満の」に改め、同項(6)及び(7)中「幼保連携型認定こども園、」及び「に掲げる事項」を削り、同項(8)中「に満たない」を「未満の」に改め、同項(8)を同項(9)とし、同

項(7)の次に次のように加える。

(8) (3)の規定にかかわらず、幼稚園型認定こども園にあつては、当該幼稚園型認定こども園内で調理する方法により食事の提供を行う子どもの数が20人に満たない場合に限り、当該子どもに対する食事の提供について、調理室を備えないことができる。この場合において、当該幼稚園型認定こども園は、当該食事の提供について当該方法により行うために必要な調理設備を備えること。

別表4の項(2)中「に固有の事情」を削り、「内容」を「事項」に改め、同表7の項(1)中「幼保連携型認定こども園及び」を削り、「第2条第2項第2号イ」を「第2条第2項第1号イ」に改め、「及び保育所」を削り、「認可外保育施設」を「保育機能施設」に改め、同項(2)中「児童福祉法第39条第1項に規定する幼児」を「保育を必要とする子ども」に、「保育時間」を「教育及び保育の時間」に改め、同項(3)中「児童福祉法第39条第1項に規定する幼児に対する」を「保育を必要とする子どもに対する教育及び」に改める。

附 則

- 1 この条例は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成24年法律第66号）の施行の日から施行する。
- 2 この条例の施行の日の前日において現に存する認定こども園の職員配置については、この条例の施行の日から起算して5年間は、改正後の鹿児島県認定こども園の認定の要件に関する条例別表1の項(1)の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

.....

鹿児島県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年10月10日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県条例第52号

鹿児島県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（平成24年鹿児島県条例第23号）の一部を次のように改正する。

第7条第5項中「第5条第2項」を「第2条の2第2号」に改める。

第16条第3項中「、母子保護若しくは保育の実施」を「の実施、母子保護の実施若しくは保育の提供若しくは法第24条第5項若しくは第6項に規定する措置」に改める。

第18条中「児童福祉施設」の次に「（保育所を除く。）」を加え、同条に次の1項を加える。

- 2 保育所は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を作成しなければならない。
 - (1) 施設の目的及び運営の方針
 - (2) 提供する保育の内容
 - (3) 職員の職種、員数及び職務の内容

- (4) 保育の提供を行う日及び時間並びに提供を行わない日
- (5) 保護者から受領する費用の種類，支払を求める理由及びその額
- (6) 乳児，満3歳に満たない幼児及び満3歳以上の幼児の区分ごとの利用定員
- (7) 保育所の利用の開始及び終了に関する事項並びに利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (11) その他必要な事項

第21条第3項中「，母子保護若しくは保育の実施」を「の実施，母子保護の実施若しくは保育の提供若しくは法第24条第5項若しくは第6項に規定する措置」に改める。

第45条第5号中「及び附則第2条第2項」を削り，同条第8号イの表4階以上の部避難用の項を次のように改める。

避難用	<ol style="list-style-type: none"> 1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段（ただし，同条第1項の場合においては，当該階段の構造は，建築物の1階から保育室等が設けられている階までの部分に限り，屋内と階段室とは，バルコニー又は外気に向かって開くことのできる窓若しくは排煙設備（同条第3項第1号に規定する国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものその他有効に排煙することができるものと認められるものに限る。）を有する付室を通じて連絡することとし，かつ，同条第3項第2号，第3号及び第9号に規定するものとする。） 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路 3 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段
-----	---

第51条及び第52条を次のように改める。

（業務の質の評価等）

第51条 保育所は，自ら行う法第39条に規定する業務の質の評価を行い，常に当該業務の質の改善を図らなければならない。

2 保育所は，定期的に外部の者による前項の業務の質の評価を受けて，その結果を公表し，常に当該業務の質の改善を図るように努めなければならない。

第52条 削除

附則第2条を次のように改める。

第2条 削除

附 則

この条例は，子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育，保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成24年法律第67号）の施行の日から施行する。ただし，第7条第5項の改正規定は，公布の日から施行する。

鹿児島県子ども・子育て支援会議条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年10月10日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県条例第53号

鹿児島県子ども・子育て支援会議条例の一部を改正する条例

鹿児島県子ども・子育て支援会議条例（平成25年鹿児島県条例第63号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第77条第4項」の次に「及び就学前の子どもに関する教育，保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第25条」を加える。

附 則

- 1 この条例は，就学前の子どもに関する教育，保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成24年法律第66号。以下「改正法」という。）の施行の日から施行する。ただし，次項の規定は，公布の日から施行する。
- 2 鹿児島県子ども・子育て支援会議は，この条例の施行の前においても，改正法による改正後の就学前の子どもに関する教育，保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第25条に規定する事項（同法第17条第3項の規定に係るものに限る。）を調査審議することができる。

鹿児島県幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例をここに公布する。

平成26年10月10日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県条例第54号

鹿児島県幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例

（趣旨）

第1条 この条例は，就学前の子どもに関する教育，保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「法」という。）第13条第1項の規定に基づき，幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準について定めるものとする。

（用語）

第2条 この条例において使用する用語は，法において使用する用語の例による。

（幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準）

第3条 法第13条第1項に規定する条例で定める幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準は，次条及び第5条に定めるもののほか，幼保連携型認定こども園の学級の編制，職員，設備及び運営に関する基準（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第1号）で定める基準の例による。

（非常災害時の対応）

第4条 幼保連携型認定こども園は、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害時において必要な設備を設けるとともに、非常災害に対処するための具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練をするように努めなければならない。

2 前項の具体的計画は、火災、震災、風水害その他の当該施設の周辺の地域において想定される非常災害に関するものでなければならない。

3 幼保連携型認定こども園は、第1項の具体的計画の概要を当該施設において職員並びに園児及びその保護者に見やすいように掲示しなければならない。

4 第1項の訓練のうち、避難及び消火の訓練は、少なくとも毎月1回は、これを行わなければならない。

5 幼保連携型認定こども園は、非常災害時における園児の安全を確保するため、地域の自主防災組織（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条の2第2号の自主防災組織をいう。）及び近隣住民との連携協力体制の整備に努めなければならない。

（保護者に対する説明）

第5条 現に幼稚園又は保育所等を設置している者は、当該幼稚園又は保育所等を廃止し、幼保連携型認定こども園を設置する場合には、あらかじめ、当該幼稚園に在籍し、又は当該保育所等に入所している子どもの保護者に対し、幼保連携型認定こども園の教育及び保育の内容等について十分な説明を行い、その理解を得るように努めなければならない。

（委任）

第6条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この条例は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成24年法律第66号）の施行の日から施行する。

.....

薬事法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例をここに公布する。

平成26年10月10日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県条例第55号

薬事法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例

（鹿児島県薬事審議会条例の一部改正）

第1条 鹿児島県薬事審議会条例（昭和36年鹿児島県条例第61号）の一部を次のように改正する。

第1条中「薬事法」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に、「第4条第1項」を「第3条第1項」に、「医療用具」を「医療機器」に、「に

関する事項」を「及び再生医療等製品に関する事項」に改める。

（鹿児島県青少年保護育成条例の一部改正）

第2条 鹿児島県青少年保護育成条例（昭和36年鹿児島県条例第65号）の一部を次のように改正する。

第13条第3項中「薬事法施行令」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令」に改める。

（鹿児島県食の安心・安全推進条例の一部改正）

第3条 鹿児島県食の安心・安全推進条例（平成22年鹿児島県条例第54号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「すべて」を「全て」に、「薬事法」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に、「医薬品及び」を「医薬品、」に、「を除く」を「及び同条第9項に規定する再生医療等製品を除く」に改める。

附 則

この条例は、平成26年11月25日から施行する。ただし、第1条中鹿児島県薬事審議会条例第1条の改正規定（「第4条第1項」を「第3条第1項」に、「医療用具」を「医療機器」に改める部分に限る。）は、公布の日から施行する。

鹿児島県港湾管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年10月10日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県条例第56号

鹿児島県港湾管理条例の一部を改正する条例

鹿児島県港湾管理条例（昭和40年鹿児島県条例第48号）の一部を次のように改正する。

別表第2 一般駐車場使用料の項を次のように改める。

一般駐車場使用料	(1) 普通自動車1台 鹿児島港本港区及び新港区 ア 駐車時間が1時間まで	無料	鹿児島港本港区の一般駐車場のうち第1駐車場、第4駐車場、第5駐車場及び第6駐車場並びに鹿児島港新港区の一般駐車場にあつては、駐車時間が16時間を超え24時間までの部分は、無料
	イ 駐車時間が1時間を超え6時間までの部分 1時間までごとにつき	200円	
	ウ 駐車時間が6時間を超え12時間までの部分 1時間までごとにつき	100円	
	エ 駐車時間が12時間を超える部分 1時間までごとにつき	50円	

			とする。
	(2) 大型自動車1台 鹿児島港本港区		
	ア 駐車時間が1時間まで		無料
	イ 駐車時間が1時間を超える部分		
	1時間までごとにつき		630円

別表第2注1中「, 1立方メートル未満のときは1立方メートル」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、別表第2注1の改正規定は、公布の日から施行する。

.....

マンションの建替えの円滑化等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例をここに公布する。

平成26年10月10日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県条例第57号

マンションの建替えの円滑化等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(鹿児島県営住宅条例の一部改正)

第1条 鹿児島県営住宅条例（平成4年鹿児島県条例第43号）の一部を次のように改正する。

第6条第3項中「及びマンションの建替えの円滑化等に関する法律（平成14年法律第78号）第118条第1項第2号イ」を削り、「は、」を「は」に改め、「とおり」の次に「とし、同条第1項第2号ロの条例で定める条件は第1項ただし書及び同項第2号から第4号までに掲げるとおり」を加え、同条第4項を削る。

(鹿児島県特定公共賃貸住宅条例の一部改正)

第2条 鹿児島県特定公共賃貸住宅条例（平成8年鹿児島県条例第55号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「及びマンションの建替えの円滑化等に関する法律（平成14年法律第78号）第119条第1項第2号イ」を削り、「は、」を「は」に改め、「とおり」の次に「とし、同条第1項第2号ロの条例で定める条件は前項各号に掲げるとおり」を加え、同条第3項を削る。

附 則

この条例は、平成26年12月24日から施行する。